



米国における非営利団体の基準

アメリカンカルチュラルエクスチェンジ(A.C.E.)は、米国国税局の規定条項**501 (c) (3) と**170 (b) (1) (A) (ii)において非営利教育団体として定義されています。非営利としての最初の認定は、アメリカンカルチュラルエクスチェンジに対して1975年12月31日になされました。ワシントン州政府もアメリカンカルチュラルエクスチェンジに対して非営利教育団体として認定をおこないました。

米国国税局は、アメリカンカルチュラルエクスチェンジに対しての非営利認定はすべて教育事業としての団体であることが条件であると定めています。教育団体とは、常時教職員、カリキュラムを有し、教育活動がおこなわれる場所において、定期的に生徒及び学生が学び、活動がおこなわれることとして定義されています。

アメリカンカルチュラルエクスチェンジは、すべての教育活動からの収益について連邦所得税の対象外の非営利教育団体です。アメリカンカルチュラルエクスチェンジは、非営利教育団体に対して米国国税局によって義務づけられた第990様式の提出とすべての活動における年次収支報告をしなければなりません。

アメリカン・カルチュラル・エクスチェンジオブジャパン(ACEJ 語学留学部門)及び日本スタディ・アブロード・ファンデーション(JSAF 学部留学部門)とも、日本での法人格は、株式会社になっております。これは、設立時に、NPO法人設立に係わる法体系が整備されておらず、経理基準、契約及びスタッフ福利厚生等のために、前記の法人格を有しております。米国国税局では、非営利団体の海外活動に関して、非営利団体基準に準じた経理・運営を求めています。ACEJ及びJSAFにつきましても、同等の基準にそって、運営されています。

**501 (c) (3)

宗教、慈善事業、科学、公共の安全に関係する実験、文学、教育目的、国内および国際アマチュア競技(競技施設又は用具に関連するものを除く)を促進するため、又は、子供や動物に対しての残虐行為を防ぐ目的で、組織され運営される法人、あらゆる共同募金、基金又は財団であり、いかなる私的株主や個人的利益に結びつくものに全く関係なく、立法府に対して、特定宣伝を実施し、影響力の行使となる企てや行使活動を実質的におこなわず(サブセクション(h)で定義されている条項を除く)出版や意見の公布を含む行政府に関係する候補者の味方や反対のための政治運動に関わり、妨害するための団体であってはならない。

**170 (b) (1) (A) (ii)

教育団体とは、常時教職員、カリキュラムを有し、教育活動がおこなわれる場所において、定期的に生徒及び学生が学び、活動がおこなわれること。